

弘前市ごみ減量化・資源化の取組に関する協定書

令和2年7月20日

弘前地区女性会（以下「甲」という。）と弘前市（以下「乙」という。）は、相互の連携を強化し、弘前市のごみの減量化・資源化に資するため、以下のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、循環型社会の形成と地球にやさしい「あずましい ふるさと」を目指し、甲と乙が相互に連携協力して、ごみ減量化・資源化の推進及びごみの適正処理等に取り組むことを目的とする。

（甲の取組）

第2条 甲は乙と協力して、自ら行う「弘前市女性大学」を始めとした各事業において、ごみ減量化・資源化等に係る啓発を積極的に行うことで、甲の会員等の意識向上を図る。

2 甲は、乙が行うごみ減量化・資源化の周知啓発活動について、より市民に伝わりやすい表現方法や情報発信の仕方など、自らの実践をとおして、必要と思われる助言と協力をを行う。

（乙の取組）

第3条 乙は甲と協力して、ごみ減量化・資源化に関する情報及びごみ適正排出に関する情報を発信し、甲の会員等の意識向上を図る。

2 乙は、ごみ減量化・資源化等に関する情報について、甲の助言をもとに工夫を凝らし、市民に向け、わかりやすく周知啓発する。

3 乙は、本協定の取組について、市民の理解と協力が得られるよう、広く周知する。

（意見交換）

第4条 甲及び乙は、ごみ減量化・資源化の取組を推進するため、積極的に意見交換会を実施し、相互に協力できる項目の確認やそれぞれの取組の進捗状況について情報共有を図るものとする。

（協定の効力及び更新）

第5条 この協定は、協定締結日から1年間をもって終了するものとする。ただし、期間満了の日1か月前までに甲または乙のいずれからも申し出がないときは、更に1年間更新するものとし、その後も同様とする。

（協議）

第6条 本協定に定める事項を変更しようとするとき、この協定に定めのない事項で必要が生じたとき又はこの協定に関し疑義が生じたときは、甲乙協議のうえ、決定するものとする。

本協定の締結を証するため、本書を2通作成し、甲乙が記名押印のうえ、各自1通を保有するものとする。

甲 弘前市大字下白銀町19番地4
弘前地区女性会

代表 米塚 淑子
代女弘前地区女性会印合

乙 弘前市大字上白銀町1番地1
弘前市

弘前市長 桜田 宏
青森県弘前市長印